

## 令和3年9月高原町農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和3年9月28日(火) 午前9時30分から午前10時5分まで
2. 開催場所 高原町役場2階第4会議室
3. 出席委員 9名  
農業委員7名  
会長 1番 山元啓嗣 会長代理 2番 石崎正彦  
3番 入木真一 4番 岡元良農夫  
5番 加藤正博 6番 郡山信敏  
7番 邊木園浩子  
農地利用最適化推進委員2名  
15番 佐藤哲夫 18番 鳥集公則

### 4. 日程

#### 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

議事録署名委員 3番 入木真一 4番 岡元良農夫  
会議書記 係長 小久保洋平

- 第2 議案第27号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。  
議案第28号 農地法第4条の規定による許可・進達について意見を求める。  
議案第29号 農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。  
議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。  
議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。

### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村洋二 係長 小久保洋平

### 6. 会議の概要

(小久保係長) 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、只今より総会を始めさせていただきます。一同ご起立下さい。「一同、礼」。お座り下さい。

(事務局長) おはようございます。今月の定例会も新型コロナウイルス感染症感染防止のため、農業委員、調査報告のある農地利用最適化推進委員のみに出席いただいで開催となりました。よろしく願い致します。今月の定例総会案件は、お手元に配布の議案書のとおり、議案第27号から議案第31号までの議案20件です。ご審議方よろしく願い致します。10月の定例総会は28日(木)です。議案審議、及び転用議案に係る現地調査は、21日(木)にお願いする予定です。10月の4条・5条に係る調査委員会は、第1調査委員会です。どうぞよろしく願い致します。会長がご挨拶を申し上げます。

(会長あいさつ)

(会長代理) ただいまの出席委員は、農業委員7名中7名、推進委員8名中2名であります。高原町農業委員会規則第5条の規定の定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告します。これより、9月の定例総会を開催致します。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(議長) それではこれより議事に入ります。まず日程第1、本日の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。高原町農業委員会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名を致します。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(議長) それでは議事録署名委員に、3番入木委員と4番岡元委員を指名致します。尚、本日の書記は事務局の小久保係長をお願いを致します。

(議長) 次に日程第2、議案審議に入ります。議案第27号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」を議題とし、事務局長に議案の説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案書の4ページをご覧ください。今回の農地法第3条による所有権移転申請件数は3件です。ご説明致します。第1項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏による知人間の売買で、田1筆、704㎡、売買価格は総額12万円です。調査委員は邊木園委員です。第2項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏による親戚間の売買で、田1筆、1,514㎡、売買価格は総額15万円です。調査委員は鳥集委員です。第3項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏による売買で、田2筆、畑4筆、計12,191㎡、売買価格は総額400万円です。調査委員は佐藤委員です。以上、受付審査の結果、譲受人の効率利用要件、常時従事要件など、許可要件の全てを満たしていると考えております。以上です。

(議長) 地元委員に現地調査を付託しておりますので、その報告を求めます。第1項については、邊木園委員に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告をお願い致します。

(邊木園委員) はい。7番邊木園が調査報告致します。9月26日18時から両方の方に電話で確認をしました。現地はその前に行ってお二人に確認をしたところ何も問題無く要件も満たされていたので何も問題が無いと判断致しました。道が無くて使うのが大変だったという事を○○さんの方が仰って、○○さんの方というふうな要件でした。以上報告を終わります。

(議長) 第2項については、鳥集委員に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告をお願い致します。

(鳥集委員) はい。18番鳥集です。議案9月分4ページの第27号第2項の現地調査を行いました。9月18日土曜日現地調査を実施しました。譲渡人、譲受人には9月18日土曜日13時30分頃電話にて双方に確認を行いました。申請地は議案書の8ページの航空写真をご覧ください。場所は蒲牟田区の農地1筆です。譲受人は農業用機械としてトラクター2台、軽トラック1台を所有されておりました。農作業は家族2名で経営され従事日数も満たされています。地域経営体への集積等の取組にも連携を取っており、話し合

いや作業等にも参加して協力するなど特に問題は無いと判断致しました。以上です。

(議長) ありがとうございます。続きまして第3項については、佐藤委員に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告をお願い致します。

(佐藤委員) はい。15番佐藤が報告します。第27号第3項の現地調査を実施しました。申請地は議案書の9ページの航空写真をご覧ください。申請者は農業用機械としてトラクター2台、軽トラック1台、管理機等を所有し、地域の農業者とも連携を取って3条買受適格者として問題無いものと判断致しました。以上です。

(議長) ありがとうございます。以上で報告が終わりましたのでこれより審議に入ります。ご意見を賜りたいと思います。ご意見はございませんか。

(郡山委員) はい。(郡山委員) 6番郡山です。第1項の件ですけど、〇〇〇〇さんは隣の田んぼはあるのでしょうか。入口が無いってことだけど。

(邊木園委員) はい。(邊木園委員) 道側に〇〇さんの田んぼがありまして、そこを利用して使われるそうです。

(議長) 他にございませんか。

(加藤委員) はい。(はい、加藤委員) 5番加藤です。第3項なんですけども、ここは以前農業委員一行で現地を見に行った所ですよ。広い。上の方に倉庫とかビニールハウスとかたくさん建っていたと思うんですけど、それはこの金額に含まれてるんですか。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) お答え致します。土地代が400万円、あと上物が別個に400万円だそうです。現地をご覧くださいと分かるんですけど、施設でだいぶ老朽化している分については取り壊しをして使われると、使える分については補修をして使いたいという様なお話を伺っております。以上でございます。

(佐藤委員) はい。(佐藤委員) 会社の方としてはどうしても手放したいという事でした。

(議長) 他にございませんか。

(ありませんの声)

(議長) よろしいですか。それではこれを以て審議を終わります。これより採決を致します。議案第27号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」の第1項から第3項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第27号第1項から第3項については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 次に、議案第28号「農地法第4条の規定による許可・進達について意見を求める。」を議題と致します。事務局長、説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案書の11ページをご覧ください。今回の農地法第4条に関連する申請件数は1件です。ご説明申し上げます。第1項、〇〇〇〇氏の申請案件で、田1筆、641㎡、露天駐車場、倉庫、家庭菜園を目的とした転用申請です。都市計画区域外、農用地区域外、第2種農地です。当該地は、平成5年に隣接する〇〇〇〇番〇に住宅を建設した頃から神楽が奉納される際の駐車場として、併せて神社補修材保管用の倉庫用地、一部を家庭菜園として利用してきましたが、農業委員会から無断

転用である旨の指摘を受けたことから今般申請されたものです。以上は、農地法第4条第6項各号の不許可の要件に該当しないと思われることから、許可相当と考えております。尚、本人から事実申立書が添付されております。以上でございます。

(議長) 本件につきましては、第5調査委員会に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告を邊木園委員長をお願い致します。

(邊木園委員長) はい。7番邊木園が報告致します。9月21日の13時半から佐藤委員と役場の小久保さんと3人で現地を見に行きました。転用目的は露天駐車場、倉庫、家庭菜園です。平成5年頃から利用されている追認案件となつてまして、議案書の12ページをご覧ください。施設の配置図については13ページをご覧ください。申請地は農用地区域外で第2種農地となつておりまして、地域住民、周辺農地にも影響が無いことから問題が無いと判断しました。報告を終わります。

(議長) 報告が終わりまりましたので、これより審議に入ります。ご意見を賜りたいと思います。ご意見はございませんか。

(議長) よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それではこれを以て審議を終わります。これより採決を致します。議案第28号「農地法第4条の規定による許可・進達について意見を求める。」の第1項に賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第28号第1項については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 次に、議案第29号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」を議題と致します。事務局長に説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案第29号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」についてご説明致します。今回の農地法第5条に関連する申請件数は1件です。議案書の16ページをご覧ください。ご説明申し上げます。第1項、〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇氏 譲渡人 〇〇〇〇氏の申請案件で、田、1筆、1,324㎡、太陽光発電施設の設置を目的とした転用申請で、売買価格は120万円です。用途区域内の第1種住居地域、農業振興地域外、第3種農地です。尚、令和元年、令和2年度の農地パトロールでB分類として報告されている土地でございます。以上の案件につきましては、農地法第5条第2項各号の不許可要件に該当しないと思われることから、許可相当と考えております。以上でございます。

(議長) 本件につきましては、引き続き第5調査委員会に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告を邊木園委員長にお願いします。

(邊木園委員長) はい。邊木園が報告致します。9月21日に佐藤委員と役場の小久保さんと現地を見に行きました。転用目的は太陽光発電施設です。申請地は17ページをご覧ください。施設の配置図については18ページをご覧ください。申請地は都市計画区域内用途地域で第3種農地となつておりまして、地域住民、周辺農地にも影響が無いことから

問題の無いものと判断しました。報告を終わります。

(議長) ありがとうございます。報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ご意見はございませんか。

(入木委員) はい。(入木委員) 3番入木です。この農地の隣とかも荒れてたんですかね。あの辺一带が農地パトロールで荒れてるって話でしたけど。

(邊木園委員) はい。(邊木園委員) 周辺の土地も竹やぶがあつたりとか荒れてて、利用が出来ればこうやって転用が良いのかなと思いました。

(議長) よろしいですか。

(議長) 申請地の下の方はずっと竹やぶですよ。

(入木委員) 出口の方から見ればずっとあっちが木やら、やばなのがよく分かりますよね。

(郡山委員) 道路自体もあまり入ってないですよ、ここ辺は。

(石崎代理) ここ辺は区画整理がされていないからですね。広がりがあるけれども、横折から全部個人的に区画整理をされてきているから農道も何も無いですよ。

(議長) よろしいですか。

(はいの声)

(議長) これを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第29号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」の第1項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第29号第1項については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 次に、議案第30号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」を議題と致します。事務局長に説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案書は24ページをご覧ください。第1項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑1筆、1,373㎡、対価総額7万円です。岡元委員、酒匂委員のあっせんを受けております。第2項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑1筆、777㎡、7万円です。岡元委員、酒匂委員のあっせんを受けております。以上については、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 事務局長の説明が終わりましたので、これより、審議に入ります。何かご意見はございませんか。

(加藤委員) はい。5番加藤です。(加藤委員) 第1項なんですけども、契約の内容の移転時期支払時期引渡時期は本総会の前なんです。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 申し訳ございません。議案の修正をお願い致します。移転時期支払時期引渡時期について令和3年9月18日となっておりますが、10月18日に修正をお願い致します。申し訳ございません。よろしくお願い致します。

(議長) よろしいでしょうか。

(はいの声)

(議長) これを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第30号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」の第1項及び2項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第30号の第1項及び第2項は、申請どおり許可をすることに決定を致しました。

(議長) 続きまして、議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」を議題と致します。事務局長に説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案書は25ページをご覧ください。今回の申請件数は、13件です。第1項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田1筆、1,121㎡の賃貸借で賃借料は年総額1万円、賃貸借期間は令和4年1月1日から令和9年12月31日までの5年間の再設定です。第2項、借受人 ○○○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田2筆、計3,168㎡の賃貸借で賃借料は議案第31号第3項と合わせて年総額8万円、賃貸借期間は令和3年10月1日から令和13年9月30日までの10年間の再設定です。相続人過半の同意を得ています。第3項、借受人 ○○○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田1筆、1,778㎡の賃貸借で、賃借料は議案第31号第2項と併せて年総額8万円、賃貸借期間は令和3年10月1日から令和13年9月30日までの10年間の再設定です。相続人過半の同意を得ています。第4項、借受人 ○○○○○○氏 貸渡人 ○○○○○○氏の申請案件で畑1筆、2,693㎡の賃貸借で、賃借料は年総額2万5千円、賃貸借期間は令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間の再設定です。相続人全員の同意を得ています。第5項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田2筆、計2,543㎡、賃借料は年総額2万5千円、賃貸借期間は令和4年1月1日から令和13年12月31日までの10年間の再設定です。第6項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○○○氏の申請案件で、田1筆、995㎡、賃借料は年総額1万円、賃貸借期間は令和4年1月1日から令和13年12月31日までの10年間の再設定です。第7項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑2筆、計3,480㎡、賃借料は年総額2万円、賃貸借期間は令和4年1月1日から令和13年12月31日までの10年間の再設定です。第8項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○○○氏の申請案件で、畑1筆、1,448㎡、使用貸借期間は令和3年10月1日から令和6年9月30日までの3年間の再設定です。第9項、借受人 ○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田2筆、畑2筆、計8,644㎡、使用貸借期間は、令和4年1月1日から令和13年12月31日までの10年間の再設定です。第10項、借受人 ○○○○ ○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○ ○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田1筆、2,300㎡、使用貸借期間は、令和4年1月1日から令和13年12月31日までの10年間の再設定です。第11項以降は、借受人は公益社団法人 宮崎県農業振興公社 理事長 亀澤保彦氏、賃貸借期間

は令和3年12月1日から令和13年11月30日までの10年間の新規設定で、支払は令和4年度からです。第11項、貸渡人 ○○○○氏の申請案件で畑1筆、5,861㎡の賃貸借で賃借料は年総額5万円です。第12条、貸渡人 ○○○○氏の申請案件で畑4筆、計13,419㎡の賃貸借で賃借料は年総額126,190円です。第13項、貸渡人 ○○○○氏の申請案件で畑1筆、2,661㎡の賃貸借で賃借料は年総額26,610円です。以上、説明致しました全ての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 事務局長の説明が終わりましたので、議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」第1項から第13項までの審議に入ります。何かご意見はございませんか。

(議長) 今月初めに耕作権についての相談があったんですけども、この利用権設定をして初めて耕作権が発生すると。まあ法的な力があると。耕作届というのが別にあるんですけども、あれは相続された方たちがちゃんと相談をして出しているのもあれば、勝手に出しているのがあったりとか。それを耕作権があるんだというような形で、どうなってるんだという問い合わせがあったりですね、そういう事がありましたのでとにかくそういった耕作権関係とか利用権設定をしてくださいというふうにお話をさせていただけると有難いなというふうに思います。

(議長) ご質問が無ければこれを以て審議を終わります。これより採決を致します。議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」第1項から第13項までについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第31号の第1項から第13項は申請通り許可する事に決定を致しました。

(会長代理) 以上で、本日提案致しました議案の審議は、全て終了致しました。これをもちまして、9月の農業委員会定例総会を閉会致します。

(小久保係長) ご起立ください。「一同、礼。」お座りください。お疲れ様でした。